

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(不動産取得税の申告書等の様式)			(不動産取得税の申告書等の様式)		
第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。			第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。		
条 項	書類の様式	様式番号	条 項	書類の様式	様式番号
[略]			[略]		
5 条例第64条の2第2項、 法附則第11条の4第1項、 法附則第11条の4第3項 又は法附則第11条の4第5項	[略]		5 条例第64条の2第2項 又は法附則第11条の4第1項 若しくは第3項	[略]	
[略]			[略]		
6 条例第62条第2項、 条例第64条の2第4項、 条例第64条の3第4項、 条例第64条の4第4項、 条例第64条の5第4項、 条例第64条の6第4項、 条例第64条の7第5項、 条例第64条の8第4項、 条例第64条の9第4項、 法附則第11条の4第2項、 法附則第11条の4第4項 又は法附則第11条の4第6項	[略]		6 条例第62条第2項、 条例第64条の2第4項、 条例第64条の3第4項、 条例第64条の4第4項、 条例第64条の5第4項、 条例第64条の6第4項 又は法附則第11条の4第2項 若しくは第4項	[略]	
7 条例第63条、 条例第64条の2第5項、 条例第64条の3第5項、 条例第64条の4第5項、 条例第64条の5第5項、 条例第64条の6第5項、 条例第64条の7第6項、 条例第64条の8第5項、 条例第64	[略]		7 条例第63条、 条例第64条の2第5項、 条例第64条の3第5項、 条例第64条の4第5項、 条例第64条の5第5項、 条例第64条の6第5項、 法第73条の25第3項 (法第73条の27の2第3項において準	[略]	

<p>条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項、<u>第4項若しくは第6項</u></p>	
<p>8 条例第64条の2第7項、<u>条例第64条の3第7項</u>、<u>条例第64条の4第7項</u>、<u>条例第64条の5第7項</u>、<u>条例第64条の6第7項</u>、<u>条例第64条の7第8項</u>、<u>条例第64条の8第7項</u>、<u>条例第64条の9第7項</u>、<u>法第73条の2第7項</u>、<u>法附則第11条の4第2項</u>、<u>法附則第11条の4第4項</u>又は<u>法附則第11条の4第6項</u></p>	[略]
[略]	
<p>10 条例第64条の3第2項、<u>条例第64条の4第2項</u>、<u>条例第64条の5第2項</u>、<u>条例第64条の6第2項</u>、<u>条例第64条の7第3項</u>、<u>条例第64条の8第2項</u>又は<u>条例第64条の9第2項</u></p>	[略]

様式第8号キ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]	[略]
<p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすること</p>	

<p>用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項</p>	
<p>8 条例第64条の2第7項、<u>条例第64条の3第7項</u>、<u>条例第64条の4第7項</u>、<u>条例第64条の5第7項</u>、<u>条例第64条の6第7項</u>、<u>法第73条の2第7項</u>又は<u>法附則第11条の4第2項</u>若しくは<u>第4項</u></p>	[略]
[略]	
<p>10 条例第64条の3第2項、<u>条例第64条の4第2項</u>、<u>条例第64条の5第2項</u>又は<u>条例第64条の6第2項</u></p>	[略]

様式第8号キ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]	[略]
<p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすること</p>	

ができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

様式第84号（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

ウ 地方税法附則第11条の4第3項（入会林野整備等による土地の取得に係る不動産取得税の減額）

エ 地方税法附則第11条の4第5項（譲渡不動産の取得に係る不動産取得税の減額）

[略]

5 入会林野整備等の対象となった土地の価格等（ウに該当する方は、記載してください。）

<u>入会林野整備等の対象となった土地の価格</u>	<u>入会林野等の使用又は収益の状況に</u>	<u>減額の基礎となる額</u>
①	対応する割合 ②	①×②
円		円

6 計画の名称等（エに該当する方は、記載してください。）

[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

エ 条例第64条の4第4項（市街地再開発組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

オ 条例第64条の5第4項（事業協同組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

カ 条例第64条の6第4項（農地保有合理化法人等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

キ 条例第64条の7第5項（土地改良区等の換地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

ク 条例第64条の8第4項（外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶

ができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

様式第84号（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

ウ 地方税法附則第11条の4第3項（認定中小企業承継事業再生事業者の取得に係る不動産取得税の減額）

[略]

5 計画の名称等（ウに該当する方は、記載してください。）

[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

エ 条例第64条の4第4項（再開発会社の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

オ 条例第64条の5第4項（農地保有合理化法人等の農地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

カ 条例第64条の6第4項（土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

予)

ケ 条例第64条の9第4項(農業生産法人の取得に係る  
不動産取得税の徴収猶予)

コ [略]

サ 地方税法附則第11条の4第4項(入会林野整備等に  
よる土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)

シ 地方税法附則第11条の4第6項(譲渡不動産の取得  
に係る不動産取得税の徴収猶予)

[略]

[略]

エ 市街地再開発組合等の取得

オ 事業協同組合等の取得

カ 農地保有合理化法人等の取得

キ 土地改良区等の換地の取得

[略]

ク 外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得

土 地	外国人留学生の寄宿舎 の用に供する日	家 屋	外国人留学生の寄宿舎 の用に供する期間
	_____		_____から _____まで

ケ 農業生産法人の取得

農業の用に供する年月日
_____

コ [略]

サ 入会林野整備等の対象となった土地の価格等

入会林野整備等の 対象となった土地 の価格	①	入会林野等の使用 又は収益の状況に 対応する割合	②	減額の基礎となる 額	①×②
	円				円

シ [略]

[略]

様式第86号(第43条関係)

[略]

[略]
[略]
ウ 岩手県県税条例第64条の4第7項(市街地再開発組 合等の取得に係る不動産取得税の還付)
エ 岩手県県税条例第64条の5第7項(事業協同組合等

キ [略]

ク 地方税法附則第11条の4第4項(認定中小企業承継  
事業再生事業者の取得に係る不動産取得税の徴収猶  
予)

[略]

[略]

エ 再開発会社の取得

オ 農地保有合理化法人等の農地の取得

カ 土地改良区の換地の取得

[略]

キ [略]

ク [略]

[略]

様式第86号(第43条関係)

[略]

[略]
[略]
ウ 岩手県県税条例第64条の4第7項(再開発会社の取 得に係る不動産取得税の還付)

の取得に係る不動産取得税の還付)

オ 岩手県県税条例第64条の6第7項 (農地保有合理化法人等の取得に係る不動産取得税の還付)

カ 岩手県県税条例第64条の7第8項 (土地改良区等の換地の取得に係る不動産取得税の還付))

キ 岩手県県税条例第64条の8第7項 (外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税の還付)

ク 岩手県県税条例第64条の9第7項 (農業生産法人の取得に係る不動産取得税の還付)

ケ [略]

コ [略]

サ 地方税法附則第11条の4第4項 (入会林野整備等による土地の取得に係る不動産取得税の還付)

シ 地方税法附則第11条の4第6項 (譲渡不動産の取得に係る不動産取得税の還付)

[略]

[略]

- [略] ウ 市街地再開発組合等の取得
- エ 事業協同組合等の取得
- オ 農地保有合理化法人等の取得
- カ 土地改良区等の換地の取得

[略]

キ 外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得

土地	外国人留学生の寄宿舎の用に供した日	家屋	外国人留学生の寄宿舎の用に供した期間
	_____ . _____		_____ . _____ から _____ . _____ まで

ク 農業生産法人の取得

農業の用に供した年月日
_____ . _____

ケ [略]

コ [略]

サ 入会林野整備等の対象となった土地の価格等

入会林野整備等の対象となった土地の価格	①	入会林野等の使用又は収益の状況に対応する割合	②	減額の基礎となる額	①×②
	円				円

シ [略]

エ 岩手県県税条例第64条の5第7項 (農地保有合理化法人等の農地の取得に係る不動産取得税の還付)

オ 岩手県県税条例第64条の6第7項 (土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税の還付)

カ [略]

キ [略]

ク 地方税法附則第11条の4第4項 (認定中小企業承継事業再生事業者の取得に係る不動産取得税の還付)

[略]

[略]

[略] ウ 再開発会社の取得

- エ 農地保有合理化法人等の農地の取得
- オ 土地改良区の換地の取得

[略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

[略]

様式第89号（第43条関係）

[略]

[略]
[略]
イ 岩手県県税条例第64条の4第2項（ <u>市街地再開発組合等の取得</u> に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
ウ 岩手県県税条例第64条の5第2項（ <u>事業協同組合等の取得</u> に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
エ 岩手県県税条例第64条の6第2項（ <u>農地保有合理化法人等の取得</u> に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
オ 岩手県県税条例第64条の7第3項（ <u>土地改良区等の換地の取得</u> に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
カ 岩手県県税条例第64条の8第2項（ <u>外国人留学生の寄宿舍の用に供する不動産の取得</u> に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
キ 岩手県県税条例第64条の9第2項（ <u>農業生産法人の取得</u> に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
[略]

[略]

- イ 市街地再開発組合等の取得
- ウ 事業協同組合等の取得
- エ 農地保有合理化法人等の取得
- オ 土地改良区等の換地の取得

[略]

カ 外国人留学生の寄宿舍の用に供する不動産の取得

土地	外国人留学生の寄宿舍 の用に供した日	家屋	外国人留学生の寄宿舍 の用に供した期間
	・ ・		・ ・ から ・ ・ まで

キ 農業生産法人の取得

農業の用に供した年月日
・ ・

[略]

様式第90号（第44条関係）

[略]

[略]

様式第89号（第43条関係）

[略]

[略]
[略]
イ 岩手県県税条例第64条の4第2項（ <u>再開発会社</u> の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
ウ 岩手県県税条例第64条の5第2項（ <u>農地保有合理化法人等の農地</u> の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
エ 岩手県県税条例第64条の6第2項（ <u>土地改良区</u> の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
[略]

[略]

- イ 再開発会社の取得
- ウ 農地保有合理化法人等の農地の取得
- エ 土地改良区の換地の取得

[略]

[略]

様式第90号（第44条関係）

[略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、 <u>県税部県税センター</u> 、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。
	[略]

[略]

様式第92号（第46条関係）

[略]

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、 <u>県税部県税センター</u> 、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。
	[略]

[略]

様式第100号（第52条関係）

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、 <u>県税部県税センター</u> 、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。
	[略]

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定に

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。
	[略]

[略]

様式第92号（第46条関係）

[略]

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。
	[略]

[略]

様式第100号（第52条関係）

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。
	[略]

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定に

より、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

[略]

[略]

様式第112号（第58条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

[略]

様式第115号（第59条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

[略]

様式第116号（第59条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第95条第4項の規定により取り消したので、地方税法第125条第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。な

より、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

[略]

[略]

様式第112号（第58条関係）

[略]

[略]

盛岡広域振興局長 氏 名 印

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った盛岡広域振興局県税部を経由して提出してください。

[略]

[略]

様式第115号（第59条関係）

[略]

[略]

盛岡広域振興局長 氏 名 印

[略]

[略]

様式第116号（第59条関係）

[略]

[略]

盛岡広域振興局長 氏 名 印

[略]

年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第95条第4項の規定により取り消したので、地方税法第125条第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。な

お、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

教示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

[略]

様式第120号（第59条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

[略]

教示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

[略]

[略]

[略]

様式第131号（第69条関係）

[略]

教示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求を

お、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

教示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った盛岡広域振興局県税部を経由して提出してください。

[略]

[略]

様式第120号（第59条関係）

[略]

[略]

盛岡広域振興局長 氏 名 印

[略]

[略]

教示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った盛岡広域振興局県税部を経由して提出してください。

[略]

[略]

[略]

様式第131号（第69条関係）

[略]

教示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求を

<p>することができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の<u>県税部、県税部県税センター</u>、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。</p> <p>[略]</p>	<p>することができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の<u>県税部、経営企画部</u>又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。</p> <p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則様式第84号、様式第85号、様式第86号及び様式第89号は、この規則の施行の日の翌日以後に提出する申告書等について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。